

出産育児一時金支給金額改定に係る府中市国民健康保険条例
の一部改正について

1 趣旨

社会保障審議会医療保険部会において、「出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされたことに伴い、厚生労働省より関係政令等を改正予定である旨の事務連絡がありました。

つきましては、今後、関係政令等が改正された際には、国民健康保険における出産育児一時金の金額の見直しを行い、国民健康保険条例を改正します。

2 改正の概要

出産育児一時金の支給金額について、現行の40万8千円から48万8千円に引き上げられ、産科医療補償制度加入の医療機関での出産の場合には、現行通りこの金額に1万2千円を上乗せして支給します。

これにより、現行は、総額42万円または海外での出産及び産科医療補償制度未加入医院での出産などに40万8千円を支給していますが、改正後は、総額50万円または48万8千円を支給します。

3 施行期日

令和5年4月1日以降の出産から適用します。